

2. 労働福祉事業について

(1) 労働福祉事業で行われている特別支給金は、事実上の業務災害給付への一律的な上乘せと考えられるが、わざわざ別勘定で行なわれている理由をお示しいただきたい。

(見解)

1 特別支給金については、

休業(補償)給付の場合は、休業特別支給金(給付基礎日額の20%の上乘せ)

障害(補償)給付の場合は、一時金の障害特別支給金

遺族(補償)給付の場合は、一時金の遺族特別支給金

などが支払われるとともに、賞与等の特別給与を算定の基礎とするものとして、

障害(補償)給付が年金の場合は障害特別年金、一時金の場合は障害特別一時金

遺族(補償)給付が年金の場合は遺族特別年金、一時金の場合は遺族特別一時金

などが支払われている。

2 これらはいずれも、実質的には保険給付とあいまってこれを補う所得的效果をもつものであるが、被災労働者等の援護を図るため、公労使三者の合意により、保険給付により満たされている労働基準法上の補償の水準やILO勧告の補償の水準以上に支給を行っているものであるため、労働福祉事業として行っているものである。

(参考)

労働基準法（昭和22年法律第49号）（抜粋）

第七十六条 労働者が前条の規定による療養のため、労働することができないために賃金を受けない場合においては、使用者は、労働者の療養中平均賃金の百分の六十の休業補償を行わなければならない。

（第二項及び第三項略）

業務災害の場合における給付に関する勧告（ILO第121号勧告）（抜粋）

9 一時的若しくは初期的労働不能又は永久的なものとなるおそれのある所得能力の全部喪失若しくは身体機能の相当喪失についての現金給付の額は、次のとおりとすべきである。

(a) 災害を受けた者の所得の三分の二を下らない額。ただし、給付の額又は給付の計算に当たって考慮される所得については、最大限を定めることができる。

(b) 前記の給付が定額で支給される場合には、男子の最大多数を占める経済活動の中分類において雇用される者の平均所得の三分の二を下らない額

14 遺族の全部に支払われる給付の合計について最大限を規定する場合には、その最大限は、永久的なものとなるおそれのある所得能力の全部喪失又は身体機能の相当喪失について支払われる給付額を下らないものとすべきである。

(2) 義肢・義眼等の費用を労働福祉事業で行うことの合理的な理由についてお示し
いただきたい。(業務災害給付等でない理由も含めお示しいただきたい)

(見解)

- 1 労災保険は、被災労働者に必要な保険給付を行うことと併せ、被災労働者の社会復帰の促進を図ることをその目的としている。
- 2 労災保険制度においては、療養上必要とされるコルセット及び固定装具等の治療用材料等については、療養(補償)給付の対象としているが、これ以外の義肢等補装具については、治療の遂行上必要とされるものではないことから療養(補償)給付の対象としていないところである。
ちなみに、健康保険においても同様の考え方をとっている。
- 3 一方、義肢等は、被災労働者が失った機能の復元等を図るものであり被災労働者の社会復帰促進に必要欠くべからざるものであることから、労働福祉事業において義肢等補装具の支給を行っているところである。